

<こども計画の概要>

・従来の子ども・子育て支援事業計画（前回計画）に加え、新規計画である「こどもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を包含した幅広い計画となります。

こども計画が包含する内容

子ども・子育て支援事業計画（根拠法：子ども・子育て支援法（H24.8））
 教育・保育サービスのニーズ予測に基づく、将来のサービス提供体制確保の方策を定める計画

次世代育成支援行動計画（根拠法：次世代育成支援対策推進法（時限立法 H15.7～R17.3））
 子育て支援や仕事と家庭の両立など、安心して子育てができる環境整備に向けた取り組みを定める計画

成育医療等基本方針に基づく計画（根拠法：成育基本法（H30.12）に基づく「成育医療等基本方針」が該当）
 出生から、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、必要な支援を切れ目なく提供する体制を確保するための計画

子どもの貧困対策推進計画（根拠法：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（R6.9.25））
 家庭の状況によらず、すべての子どもが平等に進学・発達できるように、多分野が連携して子どもの未来を保証する計画

子ども・若者計画（根拠法：子ども・若者育成支援推進法（H21.7））
 すべての子どもや若者の健やかな成長と自立を目指し、子ども・若者育成支援施策を総合的・体系的に推進することを目的にした計画

・従来の子ども・子育て支援事業計画の対象者は就学児童やその保護者まででしたが、新たな計画が加わり、いわゆる「ポスト青年期」を含めた40歳未満程度までが含まれます。そのため、教育・保育だけでなく、就労や結婚、地域社会など幅広い事業が重要となります。

<こども計画の進捗管理方法>

こども計画は、40歳未満程度までの若者が含まれるため、事業も非常に多岐に渡ります。事業は、市として今後重点的に対応が必要である「重点施策」と、既存事業を整理した「関連事業」に大きく分類しております。
 今後、進捗管理を行っていくにあたり、関連事業は「総合計画」において詳しく評価しているため、本計画では年度毎の実施状況の報告のみに留め、市として重点的に対応が必要と思われる重点施策に該当する取り組みについて詳しい進捗管理を行っていきたいと考えています。

資料名	説明	報告タイミング
資料 4	アンケートや前回計画の評価等から浮かび上がってきた重点施策 1 ～ 4 に該当すると思われる事業の報告様式	年 2 回 (上半期／年間)
資料 5	P 2 の施策体系に記載の関連事業に関する報告様式	年 1 回
—	子ども・子育て支援法で定められている「教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」に関する報告様式（本日の資料 2 を新様式に変更する予定）	年 2 回 (上半期／年間)

○施策体系

基本理念	基本目標	施策テーマ	取り組み項目
こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら	基本目標 1 子どもや 若者を支える 取り組みの 推進	①乳幼児期の支援	1. 教育・保育事業の充実
		②学童期・ 思春期の支援	1. 学校環境の充実 2. 体験機会の提供 3. 社会で活躍できる人づくり 4. 子どもが自分らしく 過ごせる居場所の提供 5. 青少年の健全な育成を 支える環境の整備
		③青年期の支援	1. 若者の未来を支える 支援の充実
		④特別な支援を必要とする子ども や若者への支援	1. 子どもや若者の発達に 関する支援の充実
		⑤子どもの権利を 守る取り組みの 実施	1. 人権意識の普及啓発 2. 多様な性のあり方について の意識啓発 3. いじめ・不登校対策の強化 4. 児童虐待への対応の強化 5. 子どもや若者自身が意見を 表明する機会の提供
	基本目標 2 家庭を支える 取り組みの 推進	①妊娠期・出産期 の支援	1. 妊娠・出産支援 2. 成育医療
		②子育て期の支援	1. 地域子育て支援 2. 経済的支援
		③要支援者への 支援	1. 子どもの貧困・ひとり親
	基本目標 3 子どもや 若者を支える 地域・社会の 構築	①安全で安心して 暮らせる 環境づくり	1. 都市環境 2. 安全対策
		②地域における 交流や活動の 場の充実	1. 交流・活動の促進
		③子育てを支える ネットワークや 仕組みの強化	1. ネットワーク・連携 2. 推進体制の強化